

美祢市観光ホームページ「カルストドットコム」

テキスト バナー 広告募集

(一社)美祢市観光協会では、美祢市観光ホームページ「カルストドットコム」に掲出いただけるテキスト広告及びバナー広告を募集しております。

「カルストドットコム (http://www.karusuto.com/)」は、秋吉台・秋芳洞をはじめとする美祢市の観光情報発信サイトで、年間約90万件(2015年実績)のアクセスがあります。御社の広告宣伝にぜひご活用ください。

アクセス数が年間約90万件(1日平均約2,500件、観光シーズンには1日5,000件以上)。全国のお客様を御社のホームページに直結させます。

The screenshot shows the homepage of 'カルストドットコム' (Karusuto.com). The header includes navigation links for English, Korean, and Chinese. The main banner features a woman hiking with a backpack and the text 'Trail Walk' and '秋吉台は使える国定公園です。' (Akiyoshi is a usable national park). A sidebar on the left contains a menu and transportation information. A '美祢市' (Minami) button is highlighted in red. A 'カルスト日記' (Karusuto Diary) button is also visible.

【テキスト広告】
トップページのメイン画像下に掲載。36文字以内で御社のPR文を表示し、クリックで御社ホームページにリンクします。掲出期間中は文章の変更も可能ですので、イベント開催や新商品発売などのPRにも効果的です。

【バナー広告】
トップページ左に掲載。御社のバナーを掲載し、クリックで御社ホームページにリンクします。バナーの掲載順位はランダムに変更しますので、掲出いただいたすべてのバナーが必ず上位にくるようになります。

【PR】

- 限定発売ザ・プレミアム・モルツ。コクのブレンドをお披露に。
- 素敵にクリスマスを！エルメスオンラインティックにて
- 百個1000円/680万個突破！ルイボステイ
- GINZA TANAKA BRIDALで見逃すブライダルジュエリー
- 約60%の女子が苦労している『失敗しないお洗濯』のゴツとは！？

美祢市

カルスト日記

「秋吉台ニューイヤートレイル」
秋吉台の最高峰「龍護峰」へ本最大級のカルスト台地に昇

詳細はこちら

募集期間

随時

媒体の概要など

媒体名	美祢市観光ホームページ「カルストドットコム」 http://www.karusuto.com/		
アクセス数	年間 約 90 万件【2015 年実績】		
掲出期間	1ヶ月単位		
広告位置	<input type="checkbox"/> テキスト広告	トップページ・メイン画像下	
	<input type="checkbox"/> バナー広告	トップページ左側下	【全頁参照】
広告サイズ	<input type="checkbox"/> テキスト広告	36 文字以内	
	<input type="checkbox"/> バナー広告	150×40 ピクセル	
掲載料 (1ヶ月あたり)	<input type="checkbox"/> テキスト広告	正会員：5,000 円	一般：6,000 円
	<input type="checkbox"/> バナー広告	正会員：5,000 円	一般：6,000 円
			【消費税別】

【テキスト広告について】

○広告掲載順位はランダムに変更されます。○広告掲載枠は最大5枠となります。○掲載するPR文は、広告掲載期間中は随時変更可能です。

【バナー広告について】

○広告掲載順位はランダムに変更されます。○お申込みいただいた全てのバナーを表示します。○広告掲載用のバナーデータ（150×40ピクセル）が必要となります。○既存のバナーをリサイズする場合には、別途作成料をご負担いただく場合があります。○新規にバナーを作成する場合は作成料をご負担いただきます。

お申込み方法

下記の「広告掲載要綱」「広告掲載基準」を確認のうえ、「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、郵送・メール・FAXで申込書を（一社）美祢市観光協会へ提出してください。（ダウンロードができない場合は、観光協会までご連絡ください。こちらより必要書類をお送りします。）

お問合せ・お申込み先

一般社団法人 美祢市観光協会

〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉3506-2（秋吉台観光交流センター2F）

TEL：0837-62-0115 FAX：0837-62-0899

E-mail：info@akiyoshidai.com

一般社団法人美祢市観光協会広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人美祢市観光協会広告掲載要綱の規定に基づく広告掲載を行う場合の掲載基準について、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 一般社団法人美祢市観光協会（以下「協会」という）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広報媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるもの
- (2) 風俗営業に類するもの
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政関係からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 前各号に掲げるもの以外で、会長が広告掲載することが不適切であると認めるもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 社会通念上適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかないものが行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ その事実がないのに、国、地方公共団体及びその他公共機関が、広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定しているかのような表現

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定し、助長するもの

カ 青少年の身体及び精神の健全な発達に有害と認められるもの

(4) その他協会の広告事業の円滑な運営に支障を及ぼすおそれのあるもの

(ホームページに関する基準)

第6条 協会ホームページへの広告に関しては、掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(バナー広告に関する基準)

第7条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」など操作手順を模したもの

(2) アラートマークを模したもの

(3) ラジオボタンを模したもの

(4) テキストボックスを模したもの

(5) プルダウンメニューを模したもの

(6) GIFアニメ、Flash など

第8条 次の表現については、利用者が協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする

(1) 協会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 利用者が協会の事業と錯覚しやすいもの

第9条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

第10条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告掲載基準の特例)

第11条 前条までの規定に該当する場合であっても、会長が特に必要と認める場合には広告掲載を許可することができる。

附 則

この基準は、平成25年12月18日から施行する。

一般社団法人美祢市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人美祢市観光協会（以下「協会」という）の新たな財源を確保し、地域経済の活性化を図るため、協会の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告掲載の対象となる広告媒体は、次に掲げる協会の資産のうち、会長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 協会が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 協会のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告媒体として活用することができると認められるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序や善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はそれに類似する営業に関するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はそれらのおそれがあるもの
- (7) 児童又は青少年の健全育成を阻害するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが不相当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の掲載場所、規格等)

第4条 広告の掲載場所、規格、掲載の時期等の広告掲載の取扱いに関し必要な事項については、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による募集も行えるものとする。

- (1) 第12条に規定する方法
- (2) 会長が必要と認める場合において、直接個別に広告掲載を依頼する方法

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の内容が分かるものを添えて申し込むものとする。

2 会長は、前項の申込みの際、必要に応じて業務内容等が分かるものの提示を求めるものとする。

3 会長は、第1項の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載の手続)

第7条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、協会が指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を提出するものとする。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

(広告料の納付及び経費の負担)

第9条 広告料は、契約締結後、会長の指定する期日までに納付するものとする。

3 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 会長は、指定する期日までに広告主が広告料を納付しなかったとき、又は広告掲載することにより当該広告掲載に係る事業の遂行に支障があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、広告主にその旨通知するものとする。

(広告料の還付)

第11条 納付された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(業務の委託)

第12条 会長は、第4条から第10条までに規定する業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第13条 会長は、第4条から前条までの規定にかかわらず、広告掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れる方法による広告掲載を実施することができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、会長がその可否を決定するものとする。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、協会に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

広告掲載申込書

平成 年 月 日

一般社団法人美祢市観光協会長 様

【申込者】住所 _____

氏名 _____ (印)

(企業・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名: _____

TEL: _____

FAX: _____

E-mail: _____

「美祢市観光ホームページ」に広告掲載を希望しますので、下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、一般社団法人美祢市観光協会広告掲載要綱及び一般社団法人美祢市観光協会広告掲載基準並びに美祢市観光ホームページテキスト・バナー広告募集要項の内容を遵守するとともに、広告内容については、一切の責任を持ちます。

1 広告媒体名	美祢市観光ホームページ「カルストドットコム」
2 希望広告枠	(希望する広告枠の□にレを記入。) <input type="checkbox"/> テキスト広告 正会員 (5,000円+消費税/1ヶ月) <input type="checkbox"/> テキスト広告 一般 (6,000円+消費税/1ヶ月) <input type="checkbox"/> バナー広告 正会員 (5,000円+消費税/1ヶ月) <input type="checkbox"/> バナー広告 一般 (6,000円+消費税/1ヶ月)
3 掲出の期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
4 広告料	(広告枠の料金×掲出月数×消費税) 円
5 広告の内容	